

教育職員免許法施行法第二条二十の二及び二十の四により 教育職員免許状を申請する際に必要書類について

福岡県教育委員会への申請対象者は、福岡県内にお住まいの方のみとなります。
福岡県外にお住まいの方は、お住まいの都道府県教育委員会へお尋ねください。

1 教育職員免許法施行法第二条二十の二・四による申請の場合

対象者：	第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格を有し、三年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの
免許種別：	中学校教諭二種免許状（職業） 高等学校教諭一種免許状（工業）
必要書類：	<ul style="list-style-type: none">① 教育職員免許状授与・交付・検定申請書② 教育職員免許状の授与に係る欠格条項に該当しない旨の宣誓書③ 履歴書④ 最終学歴の卒業証明書⑤ 人物証明書⑥ 身体証明書⑦ 実地の経験及び技術に関する証明書⑧ 第一級総合無線通信士又は第一級陸上無線技術士の資格証のコピー⑨ 戸籍抄本又は戸籍謄本 (申請書類によって氏名や本籍地の都道府県が異なる場合のみ)⑩ 手数料（福岡県領収証紙：1件当たり5,000円） ※中・高の両方を申請する場合は10,000円となります）

2 教育職員免許法施行法第二条二十の四による申請の場合

対象者：	三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免状を有し、五年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの
免許種別：	中学校教諭二種免許状（職業） 高等学校教諭一種免許状（商船）
必要書類：	<ul style="list-style-type: none">① 教育職員免許状授与・交付・検定申請書② 教育職員免許状の授与に係る欠格条項に該当しない旨の宣誓書③ 履歴書④ 最終学歴の卒業証明書⑤ 人物証明書⑥ 身体証明書⑦ 実地の経験及び技術に関する証明書⑧ 三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の海技免状のコピー⑨ 戸籍抄本又は戸籍謄本 (申請書類によって氏名や本籍地の都道府県が異なる場合のみ)⑩ 手数料（福岡県領収証紙：1件当たり5,000円） ※中・高の両方を申請する場合は10,000円となります）

3 実地の経験について

教育職員免許法施行法第二条に定める「実地の経験」については、従事されている職務の具体的な内容によって判断が異なることから、どのような勤務・職務内容であれば「実地の経験」に該当する、といったことを一概にお伝えすることが出来ません。

そのため、ご自身の職歴・勤務内容が「実地の経験」に該当するかお尋ねになりたい場合は、電子メールにてご相談ください。（お電話ではお答えできません）

なお、免許相談の方法については「教員免許取得のための質問・相談について」のページをご確認ください。